

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成27年12月18日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	代表監査委員	瀧ヶ崎洋之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第7号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 議案第 88 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 68 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 69 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 8 号 請願書
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 79 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 3 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 8 7 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 議案第 8 8 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 「議案第 8 8 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議 (案)
- 日程第 2 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 8 号 請願書
(請願第 8 号の趣旨採択を求める動議)
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 (藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 16 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

初めに、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会から閉会中に開催された所管事務調査の会議録が提出され、お手元に配付しておきましたのでご確認願います。

次いで、平成 27 年定期監査結果報告が提出され、お手元に配付しておきましたので、ごらんお

きください。

諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第 77号ないし議案第 88号

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、議案第 77号ないし議案第 88号までの以上 12 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成 27 年 12 月 7 日に付託されました議案第 77号ないし議案第 87号について、12 月 8 日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

また、平成 27 年 12 月 15 日に付託されました議案第 88号については、同日に参考人からの意見等も聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第 77号、議案第 79号及び議案第 80号、議案第 83号ないし議案第 87号については異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 78号、議案第 81号及び議案第 82号、議案第 88号については異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている 12 件の議案の審査は議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、議案第 77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第 77号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第 77号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本に住民票を持つ全員に12桁の番号を割り振り、国がさまざまな個人情報を管理するマイナンバーをめぐる混乱はおさまりません。来年1月利用開始をうたっているのに、番号を通知するカードの郵送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不安は募るばかりであります。情報漏えいや国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体についての懸念もぬぐえません。

安倍政権はあくまでも1月からの開始を目指しております。しかし、開始の前提が大きく揺らいでいることは明らかであります。

マイナンバーは赤ちゃんからお年寄り、外国人も含めて、日本で住民登録をしている約1億2000万人に番号をつけ、当面は1月から税申告や社会保障の手續などに利用させようという仕組みであります。住民全員へ番号通知が終わるめどもないのに、安倍政権は1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人カードを1000万人に交付する計画であります。身分証明以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードであります。申請は任意で強制ではありません。そんなカードの危険性はほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするものであります。

審議の中では、個人情報のセキュリティーの問題が議論になりましたが、庁内でも市民の個人番号を知り得ることができることがわかりました。私は不安のまま、この条例を制定することはやめるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバー制度について、ことし1月の内閣府調査では、特に懸念はないと答えたのはわずか11.5%で、プライバシー侵害のおそれがあると答えたのは32.6%、個人情報不正使用による被害に遭うおそれがあるが32.3%、国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあるが18.2%となっています。

条例だけが先行しており、個人情報の漏えいの危険性は払拭されておりません。マイナンバー制度の実施を中止したとしても、住民生活には何の支障も生じないと考えます。

また、住民票などコンビニで交付ができると言いますが、費用対効果も含め、セキュリティー対策では追いつかないのが現状ではないでしょうか。

以上、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から

討論をさせていただきます。

この条例案の目的は、かすみがうら市における便利で安全な情報通信技術の実現を図り、住民サービスをより充実させるというものです。これまで、市役所や中央出張所へ行かなければ取得ができなかった住民票の写しや印鑑登録証明書がマイナンバーカードを利用することで、全国各地のコンビニエンスストア約4万6000店に設置されている多機能端末機で取得ができるようになるものです。

さらに、証明書が交付できる時間帯も早朝6時30分から午後11時まで延長され、場所、時間ともに市民の利便性が飛躍的に向上いたします。

そして、現在、税証明書の交付についても検討がなされており、近い将来、その運用が期待をされているところでもあります。

本条例の改正については、市民サービスのさらなる向上が図られることから、賛成とするものです。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

さきの第3回定例会で美並小学校増改築工事の案件がありました。まさにこの案件の二の舞となるのではないのでしょうか。

今回は鉄筋コンクリートだけではなく、コンクリート量の不足に加え、屋内プールの照明器具まで脱落、見落としとしております。

参考人質疑で設計業務委託の請負業者は、設計積算のミスを認め、謝罪をいたしました。その際、同業者参考人は、責任を痛感すると述べ、応分の負担については市の指示に従うと回答しております。

一方、工事請負業者は設計内訳書で積算したので、落ち度はないと答弁しております。通常、建築業者であれば当然なすべき設計図面との照合、これについてはしていないと述べ、誠実な答

弁とはとても言えない態度に終始したことは問題であります。

しかし、照明器具については、当初でも14個を2個で数量を示しており、内訳書の誤りは当然気づくのではないのでしょうか。その際、図面と照合するのは通常の作業であります。ましてや、JVとなったもう一方の業者は、電気工事を専門とする業者であり、このことだけでも参考人は言い逃れではないかとの疑いが濃いと考えます。

私は、責任を痛感するとした設計業者については、積算業務委託契約に関する債務不履行になりますから、この委託業務の対価として支払った報酬の返還を積算業者に対し請求することは可能だと考えます。設計積算ミスを不問にすることは許されません。

また、一方の工事請負業者についても、建築のプロと言われる施工業者、請負業者の責任も免れないと考えます。

今後の改善策で終わりとする事なく、責任の所在を明確にして、応分の負担を両業者に求めるべきではないのでしょうか。この議案を撤回し、改めて再提案することを要請して反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

12月15日、本件にかかわる参考人として、設計業者と工事請負業者から変更契約に至った経過の趣旨説明を受けました。その後に質疑応答に入ったわけですが、私といたしましては次のことをまず指摘しておきたいと思えます。

1つには、設計業者の当初設計における計上漏れです。設計図は自前で作図をして積算は大阪にある積算業者に委託したことが判明をいたしました。その中で通常では考えられない完成された図書のチェック作業を行ったことにより、当初の計画から比較をすると9項目の工事について契約金額が増額されたことであります。

2つには、設計業者が現場をよく理解し、事務担当者と共通理解をしていたかということであり、そのことによる現場の協議により追加された工事が余りにも多く発生しております。ただ、幸いなことに工事は順調に進められ、県の中間検査も終了したことでありますので、完了するまでの工事管理は万全を期していただくよう強く要請をいたします。

今回、再び美並小学校統合関連工事の中で、設計業者の積算漏れという事態が発生したことは、業務を委託する上で発注時期の入札の進め方に問題があったのではないのでしょうか。このことは委員会でも多くの議員から指摘された部分でもあります。

この点を踏まえ、霞ヶ浦地区の小中学校の統合事業における工事や委託業務について、我々議員は今後も厳しく注視をしていかなければならないと考えているところであります。

今回の工事変更契約については、児童生徒の健全育成は市としての責務でもあり、現在のプール改築工事の進捗状況を考えますと、これ以上のおくれは認められず、この変更契約は必要であると思うところであります。

市長初め、執行部には今後このような混乱を来さないよう、再発防止策を早急に整備することを強く要請をいたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論を終わりました。

ほかに反対討論はございませんか。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場から討論を申し上げます。

私は補正をすることに反対するものではありません。子どもたち、そして保護者の皆様方、市民の皆様方にご心配をかけずに、無事、来年4月に開校の運びとなりますよう、工事が間に合うようにしてほしいという気持ちで、それは切に願うところでございます。

市民に対する適正化と透明化を図ることが守られるのであれば賛成であり、繰り返しになりますが補正をすることに反対するものではありませんが、ただ655万8223円の支出に対しては、3者、すなわち当市役所、設計業者、施工業者の責任に応じた応分な3者の設計負担が必要と考えられます。

参考人質疑で設計業者は積算事務所に数字の拾い出しを外注した。でき上がってきた数字を過信して、誤りを見落としたと説明し、責任を痛感すると陳謝されておりましたが、施工業者は設計図面は見っていない、応札額は設計内訳書で積算した、落ち度はないと述べられましたが、私としましては設計図面を見ないで金額を算出できるのかと不思議に思った次第です。このような業務に私は素人で疎いところがありますけれども、このようなことが図面を見ないで応札額が算出できるのか不思議に思った次第です。

2点目として、計上漏れの分と、純粹なるこのような業務に変更の分との内訳書が必要と思うのです。また、改築工事変更請負契約の中には、附帯事項を付記すべきだと思うところでございます。それによる市民に対する適正化と透明性を図ることができ、市民の皆さんによりよくわかるようにご説明すべきだと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

議案第88号について、私は賛成の立場から討論いたします。

未来を担う少数精鋭の子どもたちのために、ますますの教育振興を目指す私どもにとりまして、増築工事等の一件に加え、今回も重ねて行政の手間を引き起こしてしまった設計数量の計算ミスは、当市の学校環境の評判までを行政みずから発注者として足を引っ張る形と私も思うものであ

ります。

建築士が懸命に描いた設計図を慣例の下請けで仕上げた形式的な公共事業の数量計算書のために、この騒動に至ったものであります。これはすなわち請負側だけの責任でなく、発注者としての工事管理責任に加え、学校統合事業の責任と行政運営の責任で、まさしくあります。

平成26年8月にこのプールの工事は約2億円の希望価格で不調となり、小中一貫利用を目的とした美並小学校のこのプール工事も、平成27年2月に4000万ほどの増額で3億3000万で落札され、当初の本年10月の横浜で起きました傾きマンション発覚後に、施工側が過敏に反応して対応したととれるタイミングに今回の増額2000万余りを加え、最終的にはこの提案として6000万以上の増額、3億8000万余りで紆余曲折としてこの提案に至っているのは皆さんもご承知のとおり。大事な子どもたちの教育環境のためにも、事前に不測の事態に至ることを一部回避できたとして評価はできますものの、多額の補正を加え、その補正額は多くの鉄筋として作業道線が苦しいのではないかと心配するほどの、幅2メートルほどのプールサイドで子どもたちがしっかり水泳指導できるのかと心配するものの、今回の補正でプールの躯体が傾かない安全が主であろうという補正に賛同するものです。

加えて、屋根つきボイラーなしのプール稼働後の水温調整や空調の安定設計に確信はいまだつかめておりませんが、私として今後実用面に不安もございますので、払拭できるよう執行部には努めていただきたいものであります。

この計算ミスの顛末の背景には、清廉潔白とする公共事業の一般競争入札の拡大により、たんとインターネットの郵便で進められる入札制度の競争性を高めた実態で、市民の思いが置き去りとなっているあかしも私は捉えているところでございます。

かつての入札制度には、予定価格や歩切りなどの行政側の全事業に対する配慮や、請負側の業者も経済活動として、資材の変動などに柔軟に応じた設計から、柔軟のある施工にまで取り組めた仕組みも、今や談合などの要因と一方的に切り捨てられ、今や入札制度は低価格競争が起こる非常に窮屈で無機質な制度であり、応札側もコスト削減がいかに営業技術であるかという事実、今回の騒動の原因であろうと察するものであります。

現在の設計コンサル選定から現場説明、一般競争入札といった清廉潔白な、かつたんと血の通わない、血の無用な一連の流れが、応札の不調までも生み、特に建築工事においては低い落札価格で入札差金をも上回る設計変更が今回のように相次ぎ、当初の計画予算額を超えることも常態化しております。

やはり、公共事業も決められた予算額の中で、当市のホームページの入札結果のメニューにはレアではございますがプロポーザルやコンペを用いて、市民のニーズや思いを確かめ、発注後の変更契約や追加補正などの経費、手間を極力抑えるべきと考えております。

さらに、応札条件を広げたならば、請負業者の資格や実績でなく、請負業者が当市の事業に最後まで集中力を持って務めてくれる人格であるのか評価することこそ、かすみがうら市としての発注責任であろうと存じます。

それならば、なぜここまで注文ばかりして、賛成を唱えるのか。それは、本案がまちづくりの土台となる教育行政にかかわるからこそ、ひいてはかすみがうら市と、さらには霞ヶ浦地区の威信をかけての学校統合の事業に対し、否決などというこれ以上の不慮の事態を招いてならないの

であります。

そして、いささかの経費や手間の損失より、設計数量ミスに市がいそいそと賠償請求するような小さな度量の否決となつては、当市の行政の立場として、さらなる大きな損失となつてしまうものであります。本案には賛成しか唱道はないのであります。

執行部の皆様におかれましては、いま一度、公共事業に血を通わせていただき、ぬくもりのあるまちづくりに責任を持って取り組んでいただくことを求め、本案の賛成採決が当市教育のますますの振興と、能率的なまちづくりの推進となることを心から切に願ひまして賛成討論とさせていただきます。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

[発言する者あり]

○議長（藤井裕一君）

静かに願ひます。

○3番（設楽健夫君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対討論をさせていただきます。

変更額2365万2000円、この中、大きく2つに分類されてきます。計上漏れ655万8223円、設計変更が必要という形で提案されてきているものが1295万8610円、こういう内容であります。計上漏れの設計図面の数量計算書、いわゆる金抜き計算書と言われるところの欠落部分の主なもの、鉄筋21.8トン、コンクリート142立米、照明器具14台中12台等、13件計上漏れ総額655万円相当を市民の血税の負担とする件であります。

追加議案当日に行われた審査特別委員会での参考人出席で明らかになったことは、1、市側として設計業者から提出された設計図及び金額を除いた誤れる数量計算書をもって入札に臨んだ。2つ目に、数量計算書にあくまでも参考資料として、参考資料の明示を行っていない。こういう点が挙げられます。

また、設計業者、参考人発言を含めまして、1つ、積算事務所に数字の拾い出しを外注したが、でき上がってきた数量計算書をチェックせずに、誤りのある数量計算書を市に納品、これは参考人の発言でもあります。そしてまた、設計者はその中で設計図面に誤りはないということを明言されています。3つ目に、責任を認め陳謝、そして市側の指示に従うという発言をされています。

3つ目、参考人として出席した施工業者は、どのような発言をしていたのか。設計図面を見ていない。応札額は市提出の数量計算書から作成したと、このように話をしています。そして、その発言の態度は、私の口の判断となりますけれども、責任及び謝罪の様相が見受けられなかったという点が特別委員会の中でありましたことの話をも市民の皆さんにもわかっていただきたく発言をさせていただきます。

私は、この案件について、1、今回の不足分が発生した原因を3者にて市、設計側、施工業者が分析し、おのおの責任を明らかにしていく必要があるというふうに思います。

そして、その1番目、市側は入札業務を前に、設計業者から提出された設計図、特に数量計算書の精査を怠ったこと、そして2つ目に先ほども申しましたが、参考資料としてこの数量計算書に対する扱いを明確に明示し、規定をしていなかった、こういう点。

設計業者の責任については、設計業者が外注し、納品された数量計算書の精査をせずに誤った数量計算書を市に提出してきた、この責任があります。

そして、3点目に施工業者は、入札において、市側が提出した設計図を見ることなく、そして誤った数量計算書により応札額を計算し、提出し、そして2月の入札以来、数カ月がたっているにもかかわらず、このような回答をしている、この点についての施工業者側からの責任をはっきりと整理をしていく必要があるというふうに思います。

おのおの責任を明らかにし、3者が責任ある協議を誠実にやり、655万円相当の責任負担区分を明確にして、市税を投入する重大なこの案件について、市民に対して説明をしていく必要があります。

2番目、提案されている補正予算は、数量計算書の誤りから端を発した655万円と、設計変更から必要となった補正予算の2つによって構成されています。先ほども申し上げたとおりであります。当初設計において計上漏れ等により変更する工事一覧として資料が提出されていますが、数量計算書漏れ655万相当は、設計図に当初から記載されているものであり、第88号議案の今回の変更契約額に含めるべきものではないというふうに考えます。655万円相当は、今回の変更契約額から独立して、別途提案されるべきものと考えます。

私は特別委員会においても655万円の発生原因と責任負担を明らかにした議案を分離し、再提出すべきであるというふうに主張をいたしました。

3、今回の措置の法的適合性について、執行部からも答弁がありましたが、公共工事標準請負契約約款第18条第4項、条件変更等の中には、設計図書に誤謬または脱漏があることと述べられておりますが、設計業者は設計図に間違いはないと明言しており、こうしたことからしますと、弁護士の見解についても、弁護士に法的適合性の検討を依頼した項目と趣旨、そして弁護士の見解を書面、あるいは整理した形で市民に明らかにし、公正、公平な判断の根拠を明らかにしていくことが必要と判断いたします。

4、今回の数量計算書の欠落によるプール補正予算は、9月議会の美並小学校の件に続き2回目です。同じ誤りが繰り返されており、またもや市税が投入されようとしています。責任の所在を明らかにし、3者の応分の負担を正確に検討すべきであります。

また、他の契約についても、検証を急ぐ必要があると考えます。公共料金の有料化が提案される財政事情が逼迫している中で、厳格な市税の使途が求められている、そういうふうに思います。

そしてまた5番目に、統合小学校は数カ月後に開校であります。速やかに責任ある対応をもって、小学生、そして父兄、全市民の不安と不信を取り除いていくことこそが市政に求められている、そういうものと考えます。

また、6番目に、基本的な姿勢として、明治天皇は五箇条の御誓文で「万機公論に決すべし」とまず第一に仰せられております。この案件を市民に明らかにし、市民の声を大切に、誰もが認

められる解決策を提示されることが今求められています。公明、公正な姿勢を求め、議案が再検討され、今回、否決されることを求めます。

以上、議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、その中の655万円相当を今回の変更契約額から独立させて提案されるか、または仮契約以降、契約されるでありましょう本契約において、数量計算書の欠落部分655万円は、市、設計業者、施工業者の3者の責任に応じた応分の負担によるとの附帯書面を付記されることを切に願い、また重ねて切に願い、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

まず、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

反対討論。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

来年4月開校という、この押し詰まった大切な時期に、このような事案が起こったことに対し、まことに残念に思います。新統合小学校へ移る子どもたち、保護者の皆様、そして市民の皆様に不安と不信感を抱かせてしまった責任は重大であります。一刻も早く原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにし、それぞれがその責任に対する応分の負担を受けることによって遅滞なき工事完了を図るべきです。決して子どもたちの教育に悪影響を及ぼすようなことがないよう、全力で解決を図ることを求めます。

さて、この議案は美並小学校のプール改築工事において、設計図面に添付された数量計算書、いわゆる内訳書の誤謬、脱漏による変更分約650万と、現場との協議の上、設計変更する部分約1300万円、諸経費合わせて2365万2000円の増額の変更契約の承認を求めるものです。

このうち、現場との協議で設計を変更する約1300万円においても、設計段階においてしっかりと現地調査をしていれば、途中で変更をする必要がなかった事柄も含まれており、公共工事に対する姿勢の甘さが見て取れ、歓迎すべきことではありません。

しかし、内訳書の誤謬、脱漏による変更分約650万円については、事の重大性が全く異なり、決して看過すべきものではありません。

市の説明によれば、この変更部分約650万円について、設計図書に誤謬、脱漏があったのだから、施工業者に責任は問えないとしております。さらに設計図書に誤謬、脱漏があったが、市に経済的な損害は発生していないため、設計業者に対して損害賠償は求められないとしており、責任の追及がなされないまま、ただ市民の血税のみが使われようとしているのです。

しかし、本当に損害は発生していないのでしょうか。答えは否であります。この工事に応札し

た業者、2つのJVですが、落札した業者の落札金額は、税抜きで3億3600万円です。次点のJVの入札金額は3億3900万円、その差300万円でした。この工事の入札においては、応札した2社に対し、正しい設計図面と間違った数値が書かれた内訳書が提供されました。落札した業者の担当者は市から提供された内訳書の数値をもとに入札したので、自分たちには落ち度はないと話しています。また、設計図面から数量を拾っていないとも断言されました。

つまり、請負した業者は、設計図面の確認をせずに3億3600万円で落札し、今回の変更契約で内訳書の間違い部分650万円を上乗せされました。結果、この工事は現場協議での変更を除けば、3億4250万円にふえてしまったわけです。

一方、次点のJVは入札前に内訳書の間違いを見つけて、市当局に質問をしています。担当部局も図面のほうが正しいことを伝えています。この事実から、次点のJVは設計図面から正しい数字をみずから拾って入札したことは明らかであります。次点のJVが落札していれば3億3900万円でできた工事が、いい加減な内訳書によって3億4250万円になってしまいました。その差350万円、これが市民の損害と言わずして何と云えばいいのでしょうか。

さらに、今回の問題発覚によって、市職員、議会、その他関係者が費やした労力と時間は全て税金で賄われているのです。これだけの浪費が行われているのに、市に経済的な損害は発生していないという認識は到底受け入れられるものではありません。

今回は、設計会社のいい加減な仕事が発端となっています。数量の積算を外注し、中身のチェックをしないまま納品しています。市は設計会社からの成果物のチェックをしませんでした。さらに、入札前に内訳書の間違いを認知しておきながら、何の対策も打たずに入札を敢行しました。この段階で内訳書のつくり直しを命じていれば、落札予定価格や最低制限価格も変更となっていたわけですから、今回の入札の正当性は大いに疑われます。

また、施工業者は内訳書に沿って入札した。設計図面は見っていないと話していますが、設計図面を見ないでどうやって工事金額を見積もったのでしょうか。

血税を投入する公共工事、社会の宝である子どもの、その教育施設にかかわる大切な事業への姿勢として、3者それぞれ余りにも無責任ではないでしょうか。問題は額の大小や、ましてや市の度量の問題ではありません。大切な教育施設だからこそ、清廉潔白が求められているのです。このまま責任の所在を明確にせずにいれば、市民の不信感は増すばかりです。こうした不祥事をうやむやにすることは行政の透明化に逆行することにはほかならず、談合を初めとした不正の温床となる危険性をはらんでいます。

よって、市当局はこの議案は一旦取り下げ、誤謬、脱漏による変更部分と、現場協議による変更部分を分けて、改めて議会の了承を得るべきであり、その際には設計業者、施工業者、市当局の責任の所在を明らかにし、応分の負担を条件としなければなりません。

以上の理由から議案第88号は否決すべきであります。議員諸侯の賢明なる判断を求め、反対討論を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論ございませんか。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論に参加をいたします。

設計の計上漏れが原因で提示した金額655万8000円と、それに対する応分の諸経費約140万円で、その合計金額が約800万円となるわけでございますけれども、残りの1550万円については設計変更の内容を変更した金額で出た金額でございます。私が問題としているのは、計上漏れにより増額された分約800万円です。なぜ責任の所在を明らかにせずに市民に負担をさせるのかということでございます。

市の責任としては、設計コンサルタントから上がった成果品を精査できる職員がいないために、精査せずに決済し、計上漏れが発見できなかったことにより今回の問題が起きてしまったこと、本来、既存施設の解体工事の中で地中埋設物の撤去すべきところ、見過ごしをし、今回の工事中に発覚、事前に撤去できていれば安価な値段で施工ができたのではないかということ。

また、設計業者の責任としては、図面は正しいが添付の設計内訳書で間違った数字を計上してしまったこと、このことが今回重大な点でございます。

また、工事業者の責任については、委員会の参考人質疑の中で設計図面は見えていない、設計内訳書で積算したと申しておりましたが、設計図面が工事においては基本であり、図面どおりに建築することが求められており、図面を見ないで積算するなどは通常考えられません。自社の積算ミスで内訳書のせいにしたことを非難したいと思います。本来であれば積算ミスが自社の恥であり、設計業者と話し合いで市に負担をさせないように対処すべきであったと思います。

このようなことから、市と設計業者、施工業者の3者に重大なミスが重なり、今回の結果となったわけでございます。

計上漏れによって提示された金額655万8000円と応分の諸経費、プラスすると800万円前後になると思います。この金額の3分の1を市が負担をし、残りの3分の2は設計業者と施工業者が負担する、市長におきましてはこのような英断を期待しておりましたが、全額を市の財政から支出することは、市民の理解を得ることは到底できないこととあります。地方交付税も今後削減されると聞いております。厳しい財政状況の中、無駄な支出は極力抑え、健全なる行政運営を強く望むものであります。

以上のことから、本議案に対して反対をさせていただきます。議員諸侯のご賛同をよろしくお願いたします。

[小座野定信議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

○10番（加固豊治君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてに対する附帯決議（案）を提出します。

よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

ただいま加固豊治君ほか9名の議員から議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてに対する附帯決議（案）が提出をされました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食休憩に入りたいと思います。再開は1時15分より再開いたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時15分

[小座野定信議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま提出されました発議第2号 「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）を直ちに日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案を議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

本案は議題とすることに決定いたしました。

よって、発議第2号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第 1 発議第 2 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、発議第2号 「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）の提案趣旨をご説明いたします。

平成27年12月15日、追加提出議案として議案第88号が提出され可決となりました。この議案は美並小学校のプールを改築し、来年4月に統合される霞ヶ浦地区の小学校と既存の霞ヶ浦中学校の児童生徒の共用プールとして使用するための工事を現場との打ち合わせ等を踏まえて変更する契約であります。

工事過程において、工事発注における設計図書のうち、設計数量計算書の中に設計図面と相違した内容があることが発覚し、工事内容の修正が余儀なくされる事態となりました。その結果、設計図面と数量計算書の相違による増額分として約655万円の追加、現場協議による必要と判断される工事分で約1295万円の追加、それらによる管理費及び消費税分として約415万円が追加、合わせて2365万円余りを増額する請負契約の変更となったわけであります。

一方では、数量計算書の相違による損害を業者に請求すべきとの意見もありましたが、設計図面に基づいて施工される中で、数量計算書のミスが工事途中に発見し修正されたことから、工事自体の実害は発生しないとのこととも執行部から確認されたところでもあります。

しかしながら、実害がないとはいえ、落札された当初の計画から事業費が増額されたことは不満の残るところがあります。増額の一因である計算ミスを引き起こした業者に対し、相応の負担を求めるべきとの市民感情も当然のこととは思われます。

しかし、今回の請負契約の変更と、損害賠償請求は区別して考えることが適切と考えます。その観点から、今回は法に則った形でプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更契約の内容であり、所期の目的達成のために可決することが必要と判断しました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律が制定された際に、国の委員会で附帯決議が付されておりますが、地方公共団体もこの法律の基本に則り、市民の利益のために公共工事の品質を確保する義務を負っております。

この附帯決議において、公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ることや、公共工事の入札及び契約の過程等に関して、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと、公共工事の品質管理の一層の促進を図るため瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行にかかわる保証のあり方などについて、総合的な観点から検討を行うこと、さらには公共工事にかかわる工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保を十分に留意することなどが付されております。

さらには、地方自治法第234条には、契約の履行の確保が規定され、契約を締結する場合の適正な履行の確保に必要な事項として、地方自治体は必要な監督または検査を行うことが定められております。

議案第88号の上程により、設計図書の一部に瑕疵があったことは紛れもない事実として確認されたわけであるから、市民の負託に応えるため、今後は市として今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるか専門的な委員会を設置の上、検証を行うとともに、設計瑕疵に対する指導を適切に行うことを求めるものであります。

これらの趣旨を十分に踏まえ、行政のチェック機関である我々議会として、今後も設計事務の誤りを事前に阻止すべく適正な工事等の発注事務に誠実に従事し、市の将来のためにも健全な財産を建設していくことを市長に対し要望するものであります。

以上、議員諸侯の賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

これより提案者への質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今の決議案でございますが、一旦採決をしたわけですね。ですから、これは附帯決議にはならないんじゃないかと思えます。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

ただいま提案者に対する質疑というようなことでございますので、ちょっと違うと思えます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

附帯決議を出したのは、今、提案説明をした人でしょう。ですから、附帯決議というのは議会運営上、一旦採決された後に出すのはおかしいんじゃないかというふうに言っているんです。その法的な根拠があるんですかということです。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時29分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

ただいまの佐藤議員の質問でございますが、この附帯決議（案）は議案が可決されてから提出するものでありますので、その点はご了承いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは実際に採決がもう終わったんですよ。だから、この附帯決議というのは議案と一体不可分のものじゃないですか。そういうことを言っているんですよ。ですから、実際には議案そのものについて賛成の方がたくさんいらっしゃいましたよね。でも実際には、その討論の中身はこれとは全く異質のものでございます。どう思われますか。提案者とあれば、いずれにしても、これは実際に議案と一緒になってくっつけて、この採決を求めるということであれば、また違ってくると思いますよ。これを独立してやるというのは全く採決した中身と違っているんじゃないですかということなんです。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

ただいまの佐藤議員の質問にお答えします。

この附帯決議（案）につきましては、何ら問題ないと私は思っておりますので、よろしく願います。詳細につきましてはお手元に配付しました参考資料をお目通し願えれば。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

説明になっていないですよ。一体不可分なんじゃないですかと言っているんですよ。附帯ですから。ですから、もし必要であれば附帯というのを取って、これに対する決議というのであれば、また別かもしれませんよ。附帯ですからね、これ。一旦議決してしまったんですよ。おかしいじゃないですか。それがおかしくないというふうな答弁は、全然我々は納得することはできませんよ。ルール上、どうなっているんですか。この附帯決議という、そのものの名称の意味は。議会事務局のほうはそのことについては理解しているんですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時34分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐藤議員の質問に対しましては議会事務局より説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（櫻井 清君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

附帯決議は委員会で決めて本会議に報告されるものと、本会議で初めて議決されるものの2通りが考えられます。これについては本会議で議案が可決されてから、それに基づいて提出されるものということになります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今の議会事務局長のお話がよくわからないんですが、2つあるって。議案が採決された後と、それにくつつくやつと、また別に附帯決議というのが存在すると言いましたよね。それはどこに書いてあるんですか。その法的なルール上の規則、ルールというか、それがあつたらそれをお示ししていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

議会事務局長、櫻井君。

○議会事務局長（櫻井 清君）

それでは、再度ご質問にお答えいたします。

附帯決議は各委員会で決めて本会議に報告されるものが1つあります。

それから、本会議で初めて議決されるものがあります。それが2通りあるということで、それぞれ……今回は議会で議案第88号が可決されました。それに基づいて附帯決議を提出することができるということになります。

これについては地方議会運営に載っております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間が長引くのでそのことについては留保しておきます。

それでは、提案者に対して説明を求めますが、真ん中の1ページのしかしながらと、実害がないとはいえ落札された当初の設計から云々とありまして、設計ミスを引き起こした業者に対する相応の負担を求めるとの市民の感情も当然のことと思われましてということをここで示して、しかし今回の請負契約の変更と損害賠償を区別して考えることが適切と考えますというふうに言っていますが、これについてはどのような観点でこのようにしたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

ただいまの質問の内容ですが、この内容につきましては美並小学校のプールの改築ということは来年4月の霞ヶ浦地区の統合小学校と既存の中学校の関係を急がなければならないという観点からこのような文言を入れました。

また、今回の請負契約の変更と賠償請求を区別して考えるのは、私個人的にはそうでないといけないのではないかと思うところで書いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この今回の議案は法に則った形でのプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更の契約の内容、法に則った形でのという意味を説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

お答えします。

法に則った形というのは、弁護士等を交えまして相談した結果を入れた文言でありますので、その点ご了承願ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

弁護士と相談したから法に則ったという趣旨のことを今述べたと思うんですね。弁護士が全権委任されて法の大家だからという理由になってしまっているんじゃないかなと思います。

それと、今回、今般の設計瑕疵に関する、裏面の最後の下から5行目、6行目ですか。今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門的な委員会を設置の上、検証を行うということがありますが、これはどういうことを示しているんでしょうか。損害賠償が可能かどうかというのは専門的な委員会を設置するというのもう一つどういう意味なんですか。この2

つ、説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

専門委員会の設置の上というのは、そのままの文言でございますので、ご了承願いたいと思います。

行政のチェック機関ですか、もう一つ……

[佐藤議員「違う、賠償請求が可能かどうか」と呼ぶ]

○10番（加固豊治君）

その点につきましても今後検討すべき課題であると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

専門的な委員会というのは、そういう意味では賠償請求が可能であるかどうかと、これは連動していると思いますので、専門的な委員会ということは、賠償請求という意味では法的な手続のことも言っているわけですよ。ということは、専門的などというのは、そういう弁護士も含んだ専門委員会のことを指し示しているのでしょうか。これで質問終わりますから、それにお答えください。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

そのようなことも今後考えるべきではないかと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

提案者に質問いたします。

この附帯決議（案）の内容は、先ほどの議決に際する質問等を含めまして、それとは異なる内容が書かれている。そういう意味では、先ほどの議案に賛成という形での立場の表明をしましたがけれども、それと整合性がない、例えば損害賠償の件についても、議案の質疑の中でもその額については、よりも優先するものとして工事が先行される、あるいは完成を急ぐべきであるという話もあった。そういうふうになってきますと、この文書を提出された方は、先ほどの議案に対して賛成できないのではないか、そういう内容が含まれている。そういう意味ではこの附帯決議は先ほどの88号議案に附帯され、そして採択されるべきものであった、そういう観点で、この附帯

決議があわせて提出されていたものであれば、ここに共同提出者として提出された方の議案に対する賛否の整合性もとれてくるのではないかというふうに思われますけれども、これは議会事務局に対して説明をちょっと求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

提案者への質問です。

○3番（設楽健夫君）

失礼しました。提案者に求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

設楽議員の質問にお答えします。

先ほど来、佐藤議員にもお話ししたとおり、附帯決議（案）ですので、必ずしも一致しているとは、私もそのように……設楽議員の質問の内容はちょっとご理解できない面もあるんですが、文書をよくお目通しいただきまして、再度お願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この文面の最後のほうに、今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門委員会の設置の上ということについては、先ほどの議案の質疑の中では、私もこういう質問をさせてもらいましたけれども、それとの整合性がとれないのではないか。

○議長（藤井裕一君）

設楽議員に申し上げます。

議案に対する質疑というようなことですので、内容がちょっと違うと思いますけれども。

3番 設楽議員。

○3番（設楽健夫君）

この議案は、附帯という文言を独立の決議案という形で提出するのが妥当であるというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第2号の討論を行います。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第88号に対する附帯決議（案）に対して反対の立場で討論しますが、基本的にこの88号について賛同をした皆さんは、逆に私を初め反対した議員の討論の中身と合わせますと、反対の討論をした議員の内容がここに盛り込まれているように思います。にもかかわらず、賛成した議員のこの9名、小座野定信議員を除いた9名が、あの88号の議案に全面的に賛成するという内容を言っているわけですね。そうすると、この決議というのは提案者と中身がまさに矛盾しているというふうには言わざるを得ません。そういう意味で、この附帯決議については賛成することはできません。以上です。

○議長（藤井裕一君）

そのほか討論ございませんか。

14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

賛成の立場から討論申し上げます。

私個人の心情から申しますと、この88号の議案としては否決をしたいという気持ちもございました。がしかし、子どもたちの教育環境を考えると、ここで否決すると次年度に持ち越しはできないと、予算を次年度に持ち越しができないということは、市の単独予算で追加工事をしなくてはいけない。そういう苦しい決断もあったわけでございます。多分にこの附帯決議に署名している議員も、一人一人、否決に向けて反対した人たちと考え方は非常に近いと思います。一人一人が苦渋の決断をし、この附帯決議となったわけでございます。事業は進めなくてはいけない。しかし、業者に対するペナルティーもしなくてはいけないのではないかという、そういう苦しい中での判断だったと思います。

よって、ここで文書にお示ししているように、最後に委員会を設けて業者に対する懲罰と言いますか、予算的なことも賠償請求ができるかどうか、それを検証してくださいという苦しい表現をしたところでございます。

心情ももちろん大事ではございますが、子どもたちの教育環境を一日も早く充実させるということも我々議会人としては考えなくてはならない状況だという判断でございまして。ご理解願いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

先ほど反対の意見を述べさせていただきましたけれども、今、小座野議員がお話をされましたように、子どもたちが来年の4月の開校を待っている。父兄も心配している。市民の方も心配をしている。そうであるがゆえに、この問題はきちっと整理をして対処していくことが必要であるということを申し述べてきました。

そして、議論の中で、この附帯決議を出された方の先ほどの立場と、この附帯決議の立場に対して、必ずしも一致していないという内容を自分は今感じています。かすみがうら市の市議会において、これはあらゆる立場を乗り越えて、一つの真理を求めていくために、この議論に対してその人の誠意と言ったらおかしなことになりますけれども、議論をそのまま真正面から行っていくということが必要かというふうに自分は思っています。そういう意味では、この9人の方が先ほどの討論の賛成という中から、そこに一つのこの附帯決議を出さなくてはいけないという考え方からこの附帯決議を出されてきているというふうに考えます。そういう意味では、私はこの附帯決議は先ほどの議案とともに提出されるべきであったということをもって反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」「反対討論しているんだから、起立によってでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

すみません。わかりました。

これより発議第2号の採決を行います。

異議がありますので、起立により行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

[小座野定信議員 退席]

日程第 2 議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託しております。
これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 川村成二君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（川村成二君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月7日に付託されました議案第68号について、9月28日、29日、30日、10月1日に市長、副市長、担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第68号は起立採決により賛成者多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過・概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第68号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成26年度の当市の一般会計は、歳入総額が172億5996万円で、歳出総額は162億393万円となっております。

市債、いわゆる市の借金ですが、これは192億4873万円で、前年比では3億6471万円の増となっております。一方、基金の残高は66億2915万円、これを市民1人当たりに換算すると、借金は44万円、貯金は15万円ということになります。後年度交付税措置されるとしている臨時財政対策債を差し引くと、借金は26万円程度となりますが、いずれにしても借金が貯金より多いことには変わりありません。私は必要のない合併特例債事業などの一般単独事業債の活用は避けるべきだと思います。その最たるものが石岡地方斎場建設事業だったのではないのでしょうか。

反対の第1は、市民参画事業について、平成26年度は市政懇談会を実施しなかったことであり、返り咲きを果たした坪井市長ですが、広報などの一方的な文書による発信ではなく、市民からの意見を直接聞く場を設けるべきではなかったかと考えます。

特に、市長の公約にもない石岡市を軸とする3市1町による新たな広域ごみ焼却施設建設については、積極的に市民からの声を聞く必要性があったのではないのでしょうか。市民参画による市

政運営とはとても思えません。ごみの広域化にかかわる一般廃棄物処理基本計画についての意見公告、市民からの意見は全くありませんでした。広報のやり方に問題があると私は指摘しましたが、市当局側にははなから市民からの意見を聞く態度はなかったとっております。私は現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分であり、性急な3市1町による広域ごみ処理焼却施設建設に向けた霞台厚生施設組合加入に反対の立場であることを改めて表明いたします。

第2に、霞ヶ浦地区小学校統合について、私は今でも住民合意がなされていないのではないかと考えております。統廃合計画の議論や進め方が余りにも早く、強引ではなかったのではないのでしょうか。その問題点の一つとして、審議の中でわかったことは、霞ヶ浦地区の小学校での放課後児童クラブ入会児童数、現在245名のことですが、今後の方向性が見えていないことが挙げられます。

さらに、廃校となる学校施設の利活用についても今後の課題となっていることは全く順序が後先ではないかと考えます。

第3に、石岡地方斎場組合の事業について、石岡市染谷に新たな斎場が昨年オープンいたしました。当市の平成24年度の維持管理費が992万7000円、26年度は1372万円と379万3000円増、38%アップであります。この建設事業が縮小されていなかったならば、さらに維持管理費が増大することになったのではないかと考えられます。

火葬件数についても、平成26年度実績が188件と昨年度より減、また式場の利用状況は当市千代田地区で負担増と言われておりますが17件で通常と変わりません。平均値よりも多い結果となっており、問題はないと思われれます。

第4に、農業水産事業の振興について、審議を通じて市の独自の取り組みが弱いと感じてなりません。当市は農業を基幹産業としなければならないところであります。特に農業後継者育成に市独自の支援策が必要ではないかと考えます。

第5に、商工業について特に住宅リフォーム助成制度については300万円に予算減額しておりますが、市民の要望、要求に追いついていないのではなかったかと思われれます。改善するとした千代田地区業者の実績は伸びておりません。市内商工業者の仕事起こしと支援を考え、来年度の増額を求めます。

第6に、就学援助について、私は一般質問でたびたび要請してまいりましたが、就学援助に熱心に取り組む姿勢が見られないことは残念であります。全国平均はおろか、県平均を下回る認定率は問題です。子育て支援の一つとして改善が求められると考えます。

地方自治体の使命は住民の福祉の増進にあります。市民の声に真摯に傾けた市政運営を求めて反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

賛成討論はございませんか。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成26年度の予算については、税収の低迷や社会保障費の負担増など、多額の財源を必要とする中で、限られた予算を効率的に、また効果的に編成され、執行がされております。

決算を見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が91.7%になっており、依然として財政の硬直化が懸念されております。しかし、そのような中にあっても、市民福祉の向上に向けた各種施策の実施や、千代田地区の防災無線整備事業、神立停車場線整備事業、神立駅周辺整備事業などの大型事業の推進がされており、その努力について一定の評価をいたすところであります。

しかしながら、本市における山積される課題をクリアするためには、一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、少子高齢社会や人口減少問題といった大きな課題に対応していかなければなりません。

監査委員の審査意見書で示された内容については、早急に検討及び取り組みが必要であり、庁内の総力をもってさらなる努力をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第68号は認定することに決定しました。

日程第 3 議案第 69号ないし議案第 74号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（田谷文子君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を行います。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日に付託されました議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月29日に各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第69号ないし議案第74号は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでございます。

以上で特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も、国保の事務費や国保税の低減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

当市の歳入における国庫負担の割合ですが、平成17年度は国庫負担割合が33.53%だったのが、26年度は23.61%となっています。

当市における国民健康保険の加入者は、給与所得者が圧倒的に多く、報告では全体の28%を占めています。次に、年金等の方が18.7%で、いわゆる所得のない方が44.1%だとのことであり、す。これまで国保加入者というのは、農業とか自営業者が主でありましたが、これが逆に給与所

得のほうにシフトしてきているのが実態であります。非正規社員が被用者保険から追い出され、国保に加入する事態となっています。しかも、加入者の所得低下が進んでおります。

平成26年度における国保税の収納率は、平成25年度が89.86%、26年度は90.62%で、0.76%ほど伸びていますが、所得なしの方の収納率は77.81%であります。したがって、滞納額別世帯の構成としては、滞納額が50万円未満の世帯の滞納世帯に占める割合は84.34%となっていることがわかりました。その結果、短期被保険者証の発行は1,086件で、発行率は14.8%となっております。

決算全体として、一般会計からの法定外繰入額の増額もあり、実質収支額は1億9562万円で黒字決算となっております。今回は、そのうち1億5108万円を国保会計への積立金にしたことは評価したいと思っております。

国保会計は改善傾向にあるように思いますが、国保加入者からは高く払いきれないとの悲鳴が上がっております。私が行ったアンケートには、何と77%を超える方が引き下げるべきだと答えております。国保税の引き下げは、根本的には国保負担を引き上げることだと思っておりますが、まず当面は低所得者対策として、応益割の引き下げと、短期被保険者証の改善を求めて討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第69号は認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時33分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えています。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞納している高齢者は全国で25万人以上、滞納のために資産を差し押さえられた人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれています。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的欠陥は明らかであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。

当市でも、滞納額が年々ふえ続けており、収入未済額は26年度は256万円で、滞納繰越額は389万円となっています。被保険者数5,152人のうち、普通徴収者、これは特別徴収者とは別で、実際に納付をする、こういう方が1,138人で、全体の22%となっており、保険料が高く支払いができないのが現実です。保険料は改定のたびに引き上げられてまいりました。75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕組みになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻であります。病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行数は、世論と運動での力で許していませんが、有効期間が短い短期保険証の発行は2万人を超えています。当市でも29の方が短期被保険者証であります。高齢者をお荷物扱いする政治に未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱりと廃止するべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成26年度の下水道費分担金について、現年度負担金、分担金、合わせたもので収納率は100%、平成26年度と比較しますと2.8%の増となります。しかし、問題は霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことであります。千代田地区がほぼ100%であるのに対して、霞ヶ浦地区は76.4%であります。特に、加茂・牛渡流域特環の加入率は61.8%であります。前年比でも改善されておられません。5%アップを目指すとしましたが、結果的には2.6%でした。

下水道の建設に投資した総額は、これまでに約241億円ですが、千代田地区が123億円で、霞ヶ浦地区が118億円となっており、比率では51対49であります。

一方、平成26年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億5883万円で、霞ヶ浦地区は7288万円となっており、比率では78対22であります。費用対効果を考えれば、霞ヶ浦地区における加入率の向上は喫緊の課題であり、改善が求められます。戸別訪問を重ねての加入の促進だけでは難しいのではないのでしょうか。改めて大がかりな加入促進の調査と抜本的な促進対策が必要だと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成26年度の農集使用料について、過年度の収入率が前年度と比べて落ち込んでおります。しかし、問題は加入率が全くと言ってよいほど伸びていないことであります。平成25年度では75.8%で、平成26年度は77%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は21戸であります、霞ヶ浦地区は15戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなどの加入促進の手だてを早急に行うべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第72号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直され、そのたびに引き上げが繰り返して行われてまいりました。当市では、第6期の介護保険料を基準月額5,400円で、年額6万4800円、第5期の基準月額4,900円で、年額5万8800円と比較し10.2%と大幅に引き上げました。

県のまとめによれば、当市の保険料は44市町村で9番目に高くなっています。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担となっています。高齢者の暮らしはたび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっています。今でも介護保険料の負担が重く困っているのに、今回の引き上げは高齢者の生活を一層脅かし、保険料を滞納すればともにサービスは受けられなくなる、そういう危険性があります。

介護保険会計は3年間トータルでどうなのかというふうに見るべきだと思いますが、最終年度の26年度で保険給付費で1億5809万2000円という異常な差額が出ました。3年間の予算総額84億8339万3000円に対して、決算額は81億9308万7000円で、その差額は2億9030万6000円となります。

私は少なくとも値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計から繰り入れることを求めましたが、決算結果を見れば、当然の主張ではなかったかと考えます。

一方、1号被保険者数は1万1408人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収の方々は2,077人で、全体に占める割合は18.21%にもなっています。高齢者の貧困が進んでいます。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者数の2割近い方が滞納しており、通常通りの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれがあります。これでは収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっていると思います。保険料の引き下げと同時に、市独自の軽減策や利用料の軽減策も必要ではないでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第73号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について反対の討論を行います。

私は平成26年度決算において、予算と比較して収入減の中、費用を抑えて純損失を最小限に上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。その損失は、新会計制度の移行によるものであったことがわかりました。

霞ヶ浦地区旧出島村は、過大な人口予測による設備投資を行ってきました。それによって、霞ヶ浦地区の給水原価における減価償却費と支払い利息が占める割合が高くなっていました。当然、供給単価と給水原価は逆転、給水人口が伸びないため営業収益が改善されていません。そのため、水道会計に一般会計からの多額の繰入金を投入してまいりました。

一方、千代田地区は県からの受水費が占める割合が大きかったのですが、給水人口の伸びもあって、給水原価は漸減傾向にありました。しかし、合併によって水道会計も統合され、給水原価も均等化されましたが、両地区での問題は解決されておりません。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について、26年度決算では給水収益は9億2220万円ですが、そのうち霞ヶ浦地区は3億2385万円で、千代田地区は5億9835万円となっており、その比率は35.1対64.9であります。給水人口は4万607人ですが、霞ヶ浦地区は1万6090人で、千代田地区が2万4517人、その比率は39.6対60.4であります。また、1人1日最大給水量については当市全体で311リットルであります。

また、合併時の平成17年度の給水人口は4万2873人ですから、実に2,266人の減となっております。これ以上、当市の人口はふえることは考えられません。また、1人1日最大給水量についても、節水機器等の普及で伸びることはありません。それにもかかわらず、国交省、そして県の水のマスタープランでは、過大な人口予測と水需要計画による八ツ場ダム、そして霞ヶ浦導水事業を推し進め、過大な設備投資のツケを利用者、市民に押しつけようとしております。

これでは、この事業が完成したならば、水道料金の引き下げに通ずることは明らかであります。今なすべきことは、一般会計からの補填をふやすと同時に、県との実施協定を現実の人口、そしてこの1日最大数量の供給に見合った協定に見直し、変更すべきであると考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第74号は認定することに決定しました。

日程第 4 請願第 8 号 請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第8号 請願書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第8号 請願書、副題、「美並小学校の校舎増築工事変更に関わる請負契約に対し納税者が納得できる契約内容に早急なる更改を求める為の異議申し立てについて」については、12月8日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第8号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

[「議長、動議」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

請願第8号の採択について、私は趣旨採択として動議を提出いたしたいと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ただいま8番 古橋智樹君から請願第8号 請願書について趣旨採択することを求める動議が提出をされました。

所定の賛同者がありますので、動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第8号 請願書については、趣旨採択とすることを求める動議を議題といたします。

動議の提出者から趣旨説明を求めます。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

請願第8号 請願書、美並小学校の校舎増築工事変更に関わる請負契約に対し、納税者が納得できる契約内容に早急なる更改を求めるための異議申し立てについて、ただいまの動議で提出いたしました趣旨採択の提案理由を申し上げます。

請願書の前文の5段目、1行目でございます。1行目から2行目にかけて、「この問題は、入札参加条件に特定条件は無く、且つ設計図書も問題無しなので、全て落札業者の自己責任にすべきである」という文言の「全て落札業者の自己責任」という部分につきまして、私としては市民感情の趣旨は賛同するものの、このフレーズ、文言につきましては異議がありまして、動議において趣旨採択の動議をいたしました次第でございます。

12月8日の委員会の中におきまして、賛成されました皆様方の市民感情に対する賛成した経緯は十分承知ではございますが、いま一度ご一考いただけますようよろしく重ねてお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

以上で動議の趣旨説明が終了いたしました。

これより動議に対する質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、趣旨説明がありましたが、趣旨採択とするということは、具体的にどういうことを指すのでしょうか。つまり、この記、1、2、3、4という項目があります。この1、2、3、4という項目についてどのような扱いをしようと考えているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問にお答えします。

佐藤議員の申し上げた特に4項目、こちらにつきましては概ねの異論はございません。したがって、先ほど申し上げた前文におきましては異論があるということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、全てということを取り上げて趣旨採択、しかしこの記の1、2、3、4は認めるというふうにおっしゃいました。ということは趣旨採択ではなく、採択をすべきなんじゃないですか。そういう一字一句文言を全て皆さんが了解しているとは思いませんよ。でも、記の1、2、3、4ということがきちっと受けとめるのであれば、この請願を採択すべきだというふうに読み取れるんですがいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問にお答えします。

請願というのは、4項目に限らず、前文も含めて、タイトルも含めての市民感情のあらわれでございます。4項目が納得いけば100%賛同するということには、佐藤議員もご理解のとおりならないと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

前文の中でいろいろ一字一句全部認めろということを行っているわけじゃないですよ。ですから、具体的な行動を市議会として起こしてほしいという要求でしょう、請願でしょう。ということは、1、2、3、4が具体的な議会に対する、もしくは行政員ということがありますから、市の職員というふうになっていると思うんですね。ですから、先ほど附帯決議が採択されましたが、その採択に非常に近い中身になっているんじゃないかと思うんですね。ですから、具体的な行動を起こす、趣旨採択になると、この4項目についてはどのような行動を起こすということになるんでしょうか。その趣旨採択の趣旨がわかりません。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

私は前文も含めて全て納得いかなければ100%賛同にはなりません。したがって、佐藤議員がこの前文を尊重されないのであれば一度申立人とご協議いただきまして、でき得るならば、私にもお声かけいただきまして、再度ご提出なされたほうがよろしいかと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないですよ。具体的にどういう行動、1、2、3、4は認めると言っているわけでしょう。ということは、具体的な行動はこの行動に基づくということなんじゃないですか。

ただ一字一句、私が理解できないのはだめだということではあっても、具体的な行動を、では趣旨採択になった場合はこの4項目はどうなるのかというふうに質問したんですよ。それに答えていないですよ。ちゃんと答えてください。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問に再度お答えします。

何度申し上げても同じになるんですが、行動は委員長が報告したとおりの内容に、私もそれに賛同するだけのことでありますけれども、この請願100%はのめないということに変わりはありません。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。3回。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この請願の中、古橋議員の提案なんですけれども、実際の請願内容は4項目で請願が来ているというふうに判断するんですけれども、これについては認めると。それが請願内容だと思うんですね。それが一方で認めるという現実がありながら、請願ではなくて趣旨採択にするということについてはちょっと整合性がないというふうに思われるんですが……

[「はい」と呼ぶ者あり]

○3番（設楽健夫君）

もうちょっとよろしいですか。であるならば、1、4項目について認めるのであるならば、請願そのものを認めると同じことでありますから、あるいは趣旨採択の中でそれをどう扱うのかということをも明言されるべきだというふうに思いますけれども。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

設楽議員のご質問にお答えします。

先ほどの佐藤議員の質問とほぼ同じ趣旨の質問かと思えますけれども、その4点は先ほど申し上げたとおりですが、私は請願をこれは前文も含めてのこととさせていただきます。これをどこでどう市民の方がどの部分を読み取って理解されるかという、さまざまな考え方があろうかと存じます。そういう意味では私はこの「全てを落札業者の自己責任にする」ということは到底譲れるものではございません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この請願者の4項目について、これが一番肝心なところだというふうに思いますけれども、請願者のこの4項目の趣旨を、そして確認されたことについて採択すべきというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で、動議に対する質疑を終結いたします。

次に、趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論ございませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第8号の件ですが、今、古橋議員から前文が自分としては納得できない。特に全て落札業者の自己責任にすべきだということについては納得できないというふうに述べられました。

しかし、一方で請願の趣旨とは別に、具体的な行動として1、2、3、4という記という中身があります。これについては認めるということであれば、請願を採択するということと同じであります。趣旨採択という意味合いの具体的な中身が古橋議員からは答弁は全くありませんでした。もし、全ての問題、また自己責任の問題、これが疑問であれば、具体的な小委員会、委員会の中で意見を述べて、また参考人質疑、さらには提案者、それから事業者も含めた、専門家も含めて質疑をしていく、その充実をすることによって解決できるのではないかと思います。

私はこれを採択すべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

反対討論ございますか。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

古橋議員からの提案のありました趣旨採択については反対をいたします。

趣旨採択とする場合は、その請願者の意図は十分理解できるけれども、実現が難しいと、そういう場合に趣旨採択をすべきであるというようなものであると考えております。実際に請願者が

この4つの項目を訴えるに至った経緯については、それはさまざまあるかと思いますが、この小委員会を設置したりとか、税金を無駄にしないでくれとか、この4項目については本日のその他の議論でもありましたように、議員各位皆さんの総意であろうというふうに私は考えます。

しかも、実現が可能な内容でございますので、趣旨採択として扱うことには反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第8号 請願書を趣旨採択とすることを求める動議の採決を行います。

この動議については異議がありますので、起立により行います。

請願第8号は動議のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

請願第8号 請願書は趣旨採択と決定をされました。

日程第 5 閉会中の継続審査について

次に、日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 6 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

平成27年第4回の市議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

今議会では当初に条例や補正予算など11件の議案をご提案させていただきましたところ、慎重審議の上、議決を賜り感謝を申し上げます。

また、追加でご提案をさせていただきました議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結につきましても可決いただきまして重ねて御礼を申し上げます。

その過程の中で、再び設計業務におけます計上誤りが判明したことにつきまして、議会を初め、市民の皆様にご心配をおかけしましたことに心からおわびを申し上げる次第であります。

今後、再発防止へ向け、早急に制度や庁内のチェック体制について改善に取り組んでまいります。

また、これまでの議案審議や一般質問を通した中でのご意見やご提案につきまして、今後の予算編成や市政運営に役立ててまいりたいと考えております。

結びになりますが、平成27年もあとわずかとなり、日に日に寒さも増してまいります。議員の皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきまして、新たな気持ちでともに新年を迎えたいと思っております。新年がかすみがうら市にとりまして輝き、希望の年となりますことを祈念しご挨拶いたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これをもちまして平成27年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議をいただきまことにありがとうございました。

閉 会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 官 嶋 謙

かすみがうら市議会議員 設 楽 健 夫

かすみがうら市議会議員 来 栖 丈 治